

有害動物用捕獲箱貸出しのお知らせ

【捕獲対象動物】



アライグマ



ハクビシン



タヌキ

【貸出し対象者】

- ① 生活環境 又は 農作物 に被害を受けた方
- ② 上記の被害にあう恐れが生じている方

【貸出し要件】

- ① 鳥獣保護法に基づく捕獲許可を受けること！
被害状況、現在の被害予防措置の確認が必要になります。
捕獲の必要性を判断するため、必ず事前にお問い合わせください。
- ② 捕獲箱設置について設置許可をもらうこと！
捕獲箱は土地所有者等の合意がなければ設置することができませんので、
土地所有者等に事前に確認にしてください。
ただし自己所有の土地等に捕獲箱を設置する場合、この限りではありません。
- ③ 捕獲箱の取り扱いは自己責任であること！
捕獲箱の運搬、管理、餌の入れ替え、有害動物の処分等は自己で行ってください。

【手続きの流れ】

